

佐賀県鹿島市 *Press release*

報道機関 各位

部課名

税務課

件名	固定資産税の課税誤りについて
概要	償却資産で課税すべき固定資産について、課税客体を誤り家屋で課税していたこと等が判明しました。
説明	<p>肥前鹿島駅及び肥前飯田駅の駅舎からホームにつながる地下道部分について、九州旅客鉄道株式会社様が償却資産で申告済の課税客体を、市は家屋で課税し重複課税していることが判明しました。</p> <p>調査の結果、対象資産は国鉄民営化以後、駅舎等の建物と同様に家屋として課税していましたが、地下道部分は不動産登記法上、建物として登記できないものとされており、家屋での課税が誤りであることを確認しました。</p> <p>また、踏切部分に係る公衆用道路に対する課税が誤りであることも確認しました。</p> <p>このため、地方税法及び鹿島市固定資産税返還金取扱要綱に基づき、令和3年度分については税額更正を行い、過年度分については還付を行います。</p> <p>今後は、課税客体の認定に係る法令等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>誤って課税された九州旅客鉄道株式会社様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。</p> <p>1 納税義務者 九州旅客鉄道株式会社 2 返還金 ①地下道部分 164,700円 (固定資産税相当額及び還付加算金) ②公衆用道路部分 2,200円 (固定資産税相当額) 3 返還対象期間 ①20年(平成14年度～令和3年度) ②12年(平成17年度～令和3年度)</p>
別添資料	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし

本件に関する問合せ先

所属	税務課
氏名	吉牟田 剛
TEL	0954-63-2118
FAX	0954-63-2128
Mail	zeimu@city.saga-kashima.lg.jp